

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
31	1111 医師居宅療養管理指導Ⅰ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 500 単位	500	1回につき		
31	1113 医師居宅療養管理指導Ⅱ		((2)以外)	(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 450 単位	450			
31	1112 医師居宅療養管理指導Ⅰ		(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 290 単位	290			
31	1114 医師居宅療養管理指導Ⅱ			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 261 単位	261			
31	2111 歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 500 単位		500			
31	2112 歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 450 単位		450			
31	1221 薬剤師居宅療養Ⅰ	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	550 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	650	
31	1222 薬剤師居宅療養Ⅰ・特薬			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)		385 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	485
31	1251 薬剤師居宅療養Ⅱ					500 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	600
31	1252 薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬					500 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	600
31	1223 薬剤師居宅療養Ⅱ		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)同一建物居住者 以外の利用者に対して 行う場合	がん末期の患者・中心静脈 栄養患者以外の場合(月4 回限度)	500 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	600
31	1224 薬剤師居宅療養Ⅱ・特薬						500 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位
31	1255 薬剤師居宅療養Ⅲ					500 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	600
31	1256 薬剤師居宅療養Ⅲ・特薬					500 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	600
31	1225 薬剤師居宅療養Ⅲ					350 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	450
31	1226 薬剤師居宅療養Ⅲ・特薬					350 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	450
31	1253 薬剤師居宅療養Ⅳ				350 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	450	
31	1254 薬剤師居宅療養Ⅳ・特薬				350 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	450	
31	1131 管理栄養士居宅療養Ⅰ		ニ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 530 単位		530		
31	1132 管理栄養士居宅療養Ⅱ			(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 450 単位		450		
31	1241 歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 350 単位		350			
31	1243 歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 300 単位		300			
31	1261 看護職員居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が行う場 合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 400 単位		400			
31	1262 看護職員居宅療養Ⅰ・准看				准看護師が行う場合 × 90%	360		
31	1263 看護職員居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) 360 単位		360			
31	1264 看護職員居宅療養Ⅱ・准看				准看護師が行う場合 × 90%	324		